

社会福祉法人 清恵会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清恵会（以下「法人」という）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

(1) 常勤役員（法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等（常勤役員以外の者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員に対する賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に死亡した場合についても、同様とする。

3 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等は、別表に定める額を支給する。

2 賞与については、報酬日額に21日分を乗じて得た額（以下「月額相当」という）に100分の150を乗じて得た額を支給する。ただし、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在任期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 退職金については、常勤役員の月額相当に在任年数を乗じて得た額に、その者の在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。退任年数は12箇月を1箇年とし、1箇月未満は1箇月に切り上げる。

- (1) 1年以上2年未満の期間については、1年につき100分の75
- (2) 2年以上4年未満の期間については、1年につき100分の100
- (3) 4年以上6年未満の期間については、1年につき100分の150
- (4) 6年以上8年未満の期間については、1年につき100分の200
- (5) 8年以上10年未満の期間については、1年につき100分の300
- (6) 10年以上の期間については、1年につき100分の400

4 通勤手当については、各拠点区分の職員給与規程を準用する。

5 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等は、別表に定める額を支給することができる。

2 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、別表に定める額を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び賞与については、各拠点区分の職員給与規程を準用する。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した日から起算して1箇月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、常勤役員が死亡によって退任した場合、その日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規定をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議を受けなければならない。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月21日規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、この規程施行後の初めて選任される役員等から適用し、この規程の施行日前に選任された役員等については、なお、従前の例による。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

報酬等

区 分	報酬（1日につき）
理事長業務報酬	30,000円
常勤理事業務報酬	20,000円
監事監査業務報酬	35,000円
役員等業務報酬	15,000円
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

備考 同一日に異なる複数の会議等に出席したとき、報酬は併給しない。